

# 広島県教職員の退職手当について

## 説明項目 ページ

退職手当の支給要件	01
退職手当額の計算	02
勤続期間の計算	07
退職手当の受取り	10
退職手当から控除されるもの	10
退職手当に対する税金	10
提出書類	13

退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年広島県条例第2号。以下「条例」という。）にその内容が定められており、その概要は、次のとおりです。

## [退職手当の支給要件]

### 1 支給対象者

退職手当は、次のいずれかに該当する職員で6月以上（死亡、早期退職募集制度により認定を受けた退職（以下「応募認定退職」という。）、傷病、整理による場合は、1日以上）在職期間を有する場合に、その人（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給されます。

- (1) 地方公務員法第3条第2項に規定する常勤の一般職職員
- (2) 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員

### 2 支給制限

(1) 条例第2条の4及び第6条の5に規定する退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次のいずれかに該当する人には、全部又は一部が支給されないことがあります。

- ア 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた人
- イ 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第2号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした人

(2) 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき又は退職した後まだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、退職した人が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときは、一般の退職手当等の支払が差し止められます。

ただし、拘禁刑以上の刑に処されなかったときは、退職手当は支給されます。

(3) 職員が退職した場合において、その人が退職の日又はその翌日に再び職員になったときは、その退職については、退職手当は支給されません。

ただし、引き続いて定年前再任用短時間勤務職員となる場合には、退職手当は支給されます。

(4) 職員が引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となるため退職した場合は、退職手当は支給されません。

ただし、他の地方公共団体等の退職手当に関する規定で、広島県での在職期間が通算されないことにになっている場合は、退職手当が支給されます。

[退職手当額の計算]

$$\boxed{\text{基本額 (退職日の給料月額} \times \text{支給割合)}} + \boxed{\text{調整額}} = \boxed{\text{退職手当額}}$$

基本額	退職日の給料	教職調整額、教育職3級、4級の給料に加算する額、給料の調整額を含む。
(注)	支給割合	退職事由及び勤続期間に応じた割合（別表1参照）。
調整額		在職中の職務の級、管理職手当支給割合、期末手当加算割合等に応じて定められている第1号区分～第9号区分とそれに応じた額のうち、各月ごとに額の多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額（別表3参照）。

(注1) 給料月額の減額改定以外の理由により、給料月額が減額されたことがある場合は、退職手当の基本額に係る特例が適用される場合がある（条例第5条の2適用）。

(注2) 平成18年3月31日に同じ退職事由により退職したと仮定した場合の、改正前の条例に基づいて計算した退職手当額を保障する（別表2参照）。

なお、応募認定退職については適用しない。

(注3) 行政職及び医療職給料表の適用を受ける職員については、平成28年3月31日現在の給料月額が退職日現在の給料月額を上回っている場合、平成28年3月31日現在の給料月額によって計算した退職手当額を保障する。

(注4) 教職調整額のみ、0.5%の地域手当水準調整後の額とする（給料月額、教育職3級加算額、教育職4級加算額及び給料の調整額は水準調整前の月額を算定基礎とする。）。

(注5) 60歳に達した日後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

(注6) 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、7割水準の給料月額となる場合、その者に対する退職手当の基本額は、次により計算された額とする。

特定減額前給料月額 × 減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合

+ 退職日給料月額 × (退職日までの勤続年数に応じた支給割合 - 減額日前日までの勤続年数に応じた支給割合)

※特定減額前給料月額 … 特定日前の最も高かった給料月額

※退職日給料月額 … 退職日の給料月額(7割水準の給料月額) + 管理監督職勤務上限年齢調整額  
地域手当見直しに伴う水準調整は含まない。

計算例 1

適用給料表及び級	教育職(二) 2級
特定減額前給料月額	438,891円
退職の日における給料月額	318,435円
減額日前日までの勤続年数	37年 1月
退職日までの勤続期間	38年 1月
退職事由	定年(条例第5条適用)
調整額(経験年数39年)	第6号区分 60月
	(給料月額) (支給割合)
【基本額】	438,891円 × 47.709
	+ 318,435円 × (47.709-47.709) = 20,939,050 <sup>71</sup> 円
【調整額】	32,500円 × 60 = 1,950,000円
	(基本額) (調整額)
【退職手当額】	20,939,050 <sup>71</sup> 円 + 1,950,000円 = 22,889,050 <sup>71</sup> 円

定年前早期退職特例による場合の退職手当の額

退職日の給料月額 × {1 + (0.03 × 60歳までの残年数)} × 勤続期間に対応する支給割合 = 基本額

(注) 「60歳までの残年数」とは、退職の日の属する年度の3月31日現在の年齢により計算する。

※ 特例を適用する退職者は、次のいずれにも該当する退職者であること。

○退職事由 応募認定退職、公務上の傷病、同死亡による退職又は整理退職であること。

○勤続期間 20年以上であること。

○年 齢 年齢45歳に達する年度の初日から59歳に達する年度の末日までの退職であること。

計算例 2

適用給料表及び級	教育職(二) 2級
退職の日の年度末における年齢	59歳
退職の日における給料月額	454,863円
勤続期間	36年 1月
退職事由	応募認定退職
調整額(経験年数37年)	第6号区分 60月
【給料月額】	454,863円 × (1+0.03) = 468,508 <sup>89</sup> 円
	(給料月額) (支給割合)
【基本額】	468,508.89円 × 47.709 = 22,352,090 <sup>63</sup> 円
【調整額】	32,500円 × 60 = 1,950,000円
	(基本額) (調整額)
【退職手当額】	22,352,090.63円 + 1,950,000円 = 24,302,090 <sup>63</sup> 円

(別表1)

## 退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

勤続年数	3条				4条	5条		6条の5
	一項	二項	一項	一項	一項 二項	一項	一項 二項	一項 二項
	自己都合(20年以上)	自己都合(19年以下)	死亡年・通応勤災認傷定傷病等(1号1年・未満期終了・公務外)	公務外傷病(通勤災害傷病を除く)	死亡年・通応勤災認傷定傷病等(1号1年・以上期2終了5年・未公務満外)	上整傷理病・応募認定退職(二号1年・任期2終了5年・公務上死亡・公務外)	死亡年・通応勤災認傷定傷病等(1号5年・以上期終了・公務外)	
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555		2.7×a (1年未満)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511		3.6×a	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665		4.5×a	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022		5.4×a	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775		5.4×a	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533			
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885			
8	4.0176	6.696	6.696		10.044			
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995			
10	5.022	8.37	8.37		12.555			
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605			
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171			
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815			
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792			
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025			
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413			
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235			
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034			
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445			
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655			
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655			
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276			
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865			
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897			
25	28.0395		28.0395	31.282875	33.27075	33.27075		
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735		
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395		
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055		
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715		
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375		
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035		
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695		
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355		
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015		
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709		
36	40.7619		40.7619		〃	〃		
37	41.7663		41.7663		〃	〃		
38	42.7707		42.7707		〃	〃		
39	43.7751		43.7751		〃	〃		
40	44.7795		44.7795		〃	〃		
41	45.7839		45.7839		〃	〃		
42	46.7883		46.7883		〃	〃		
43	47.709		47.709		〃	〃		
44	〃		〃		〃	〃		
45	〃		〃		〃	〃		

※3条から5条に係る支給割合は、条例附則17項から19項及び48年条例附則5項から7項を適用後のものである。

※応募認定退職とは、早期退職募集制度(条例第8条の3第1項第1号及び第2号)により認定を受けて退職した場合をいう。

(注)  
 a = 基本給月額  
 (給料・扶養手当  
 及びこれらに対する  
 地域手当)

(別表2)

## 退職手当支給割合(平成30年4月1日以降)

(平成18年改正前の条例による)

	3条			4条		5条		
	一項	二項	条例附則17項 48年条例附則5項	一二項	条例附則17項、18項 48年条例附則5項、6項	一二項	三項	条例附則17項、19項 48年条例附則5項、7項
勤続年数	病年自己 ～～己 22都 00合 年年～ 未未2 満満0 ～～年 ・・以 公公上 務務2 外外5 傷死年 病亡未 ～又満 2は～ 5通・ 年勤勧 未に獎 満よ又 ～るは 傷定	自己都合 ～19年 以下)	公務外傷病 ～20年 ～24年)	～上上公 22～務 05・外 年年勤傷 以未務病 上満公～ 2～署2 5・の5 年公移年 未務転以 満外・上 ～死勧～ 亡獎・ ・又自 通は已 勤定都 に年合 よ～～ る22 傷05 病年年 以以	① 勤務公署の 移転 (20年以上) ② 勤獎・定年 (20年～24年) ③ 公務外死亡・ 通勤による傷 病 (20年～24年) ④ 公務外傷病 (25年以上)	死に勧 亡よ獎 ・る又 公傷は 務病定 上～年 傷2～ 病52 年5 以上 ～定～ 数・ の公 改務 廃外等 死・ 亡 公・ 務通 上勤		① 定数の改廃等 (20年以上) ② 公務上死亡 (20年以上) ③ 公務上傷病 (20年以上) ④ 勤獎・定年 (25年以上) ⑤ 公務外死亡・通勤 による傷病 (25年以上) ・33年条例附則2項 59.10.4在職 年齢50歳以上10年 以上勧獎
1	0.837	0.5022		1.04625		1.2555	2.7×a (1年未満)	1.2555
2	1.674	1.0044		2.0925		2.511	3.6×a	2.511
3	2.511	1.5066		3.13875		3.7665	4.5×a	3.7665
4	3.348	2.0088		4.185		5.022	5.4×a	5.022
5	4.185	2.511		5.23125		6.2775		6.2775
6	5.022	3.7665		6.2775		7.533		7.533
7	5.859	4.39425		7.32375		8.7885		8.7885
8	6.696	5.022		8.37		10.044		10.044
9	7.533	5.64975		9.41625		11.2995		11.2995
10	8.37	6.2775		10.4625		12.555		12.555
11	9.2907	7.43256		11.613375		13.93605		13.93605
12	10.2114	8.16912		12.76425		15.3171		15.3171
13	11.1321	8.90568		13.915125		16.69815		16.69815
14	12.0528	9.64224		15.066		18.0792		18.0792
15	12.9735	10.3788		16.216875		19.46025		19.46025
16	13.8942	11.11536		17.36775		20.8413		20.8413
17	14.8149	11.85192		18.518625		22.22235		22.22235
18	15.7356	12.58848		19.6695		23.6034		23.6034
19	16.6563	13.32504		20.820375		24.98445		24.98445
20	17.577			21.97125	21.97125	26.3655		26.3655
21	18.5814		18.5814	23.22675	23.22675	27.8721		27.8721
22	19.5858		19.5858	24.48225	24.48225	29.3787		29.3787
23	20.5902		20.5902	25.73775	25.73775	30.8853		30.8853
24	21.5946		21.5946	26.99325	26.99325	32.3919		32.3919
25				28.24875	28.24875	33.8985		33.8985
26				29.50425	29.50425	35.4051		35.4051
27				30.75975	30.75975	36.9117		36.9117
28				32.01525	32.01525	38.4183		38.4183
29				33.27075	33.27075	39.9249		39.9249
30				34.52625	34.52625	41.4315		41.4315
31				35.5725	35.5725	42.687		42.687
32				36.61875	36.61875	43.9425		43.9425
33				37.665	37.665	45.198		45.198
34				38.71125	38.71125	46.4535		46.4535
35				39.7575	39.7575	47.709		47.709
36	(注) a = 基本給月額 (給料・扶養手当及びこれらに対する調整手当)			40.80375	〃	〃	〃	〃
37				41.85	41.85	〃		
38				42.89625	42.89625	〃		
39				43.9425	43.9425	〃		
40				44.98875	44.98875	〃		
41				46.035	46.035	〃		〃
42				47.08125	47.08125	〃		〃
43				47.709	47.709	〃		〃
44				〃	〃	〃		〃
45				〃	〃	〃		〃

(別表3)

退職手当の調整額における職員の区分一覧表 (H31.4.1~)

区分	退職手当の調整額 月額(円)	行政職給料表		教育職給料表(二)・(四) 教育職給料表(三)・(七)		医療職給料表		研究職給料表	期末手当 加算割合
		H28. 4. 1 以降	H28. 4. 1 以降	H28. 4. 1 以降	H28. 4. 1 以降	H28. 4. 1 以降	H28. 4. 1 以降		
第2号	65,000 ○7級								
第3号	59,550 ○6級								
第4号	54,150 ○5級			○4級 (管理職手当三種又は四種のうち、 教育職(二)70,000円、教育職(イ)65,000 円)					20% 又は 15% (教育職3級は 10%)
第5号	43,350 ○4級			○4級 (第4号区分が適用される職員以外 の職員) ○3級 (管理職手当四種)				○4級	
第6号	32,500			○3級 (H28.3.31時点5級であった職 員、管理職手当六種) ○H28.4.1以降に3級以上の級であつた期 間が12年を超える職員 ○H28.3.31時点4級であった職員のうち その職員の号給が81号給以上である職員	○3級 (第5号区分が適用される職員以外 の職員) ○特2級 (大卒22年以上の経験年数を有 する職員) ○2級 (大卒29年以上の経験年数を有す る職員)	○3級 (H28.3.31時点で主任栄養専門員 であつた職員) ○H28.4.1以降に3級以上の級であつた期 間が12年を超える職員 ○H28.3.31時点で栄養専門員であった職 員のうちその職員の号給が70号給以上で ある職員	○3級 (課長等) (H28.4.1以降に3級以上の級であつた期 間が12年を超える職員) ○H28.3.31時点主任学芸員であつた職 員のうちその職員の号給が70号給以上で ある職員		
第7号	27,100			○3級 (第6号区分が適用される職員以外 の職員)	○特2級 (大卒15年以上の経験年数を有 する職員) ○2級 (大卒22年以上の経験年数を有す る職員)	○3級 (第6号区分が適用される職員以外 の職員)	○3級 (主任学芸員等)		
第8号	21,700			○2級 (大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	○特2級 (第7号区分が適用される職員以 外の職員) ○2級 (大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	○2級 (大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	○3級 (第6号区分又は第7号区分が適用 される職員以外の職員) ○2級 (大卒9年以上の経験年数を有す る職員)	5%	
第9号	0			○2級 (第8号区分が適用される職員以外 の職員) ○1級	○2級 (第7号区分又は第8号区分が適用 される職員以外の職員) ○1級	○2級 (第8号区分が適用される職員以外 の職員) ○1級	○2級 (第8号区分が適用される職員以外 の職員) ○1級	0%	

注

表中の経験年数の算定対象から除外する休職月数等がある場合は、この限りではない。

## ○条例第3条

- ・自己都合、公務外傷病により退職した人
- ・勤続11年未満で、定年・応募認定退職により退職した人  
(60歳に達した日以後、その者の非違によらない退職を含む。)

- ・勤続11年未満で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人

## ○条例第4条、附則第16項

- ・勤続11年以上25年未満で、定年・応募認定退職により退職した人  
(60歳に達した日以後、その者の非違によらない退職を含む。)
- ・勤続11年以上25年未満で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人

## ○条例第5条、附則第17項

- ・勤続25年以上で、定年・応募認定退職により退職した人  
(60歳に達した日以後、その者の非違によらない退職を含む。)
- ・勤続25年以上で、公務外死亡、通勤による傷病により退職した人
- ・公務上の傷病又は死亡により退職した人

## [勤続期間の計算]

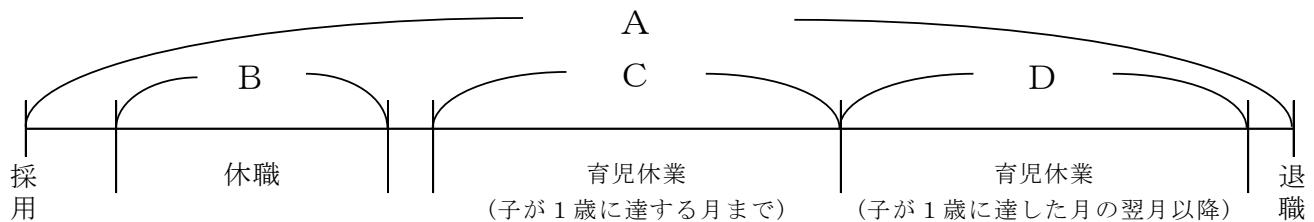
### 1 勤続期間の計算の原則

勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職する日の属する月までの月数によります。

ただし、次に該当する期間がある場合は、それぞれに定める期間（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）を除算した期間とします。

- 休職、育児休業（当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間を除く。）、大学院修学休業、停職及び高齢者部分休業の期間については、その期間の二分の一。ただし、休職のうち、公務災害、通勤災害によるものは除算しない。
- 専従許可、自己啓発等休業、配偶者同行休業、出生支援休暇又は第2号介護休暇の期間については、その全期間。
- 育児休業のうち当該育児休業に係る子が一歳に達する日の属する月までの期間、育児短時間勤務をした期間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間については、その期間の三分の一。

(1) 休職等の期間がある場合



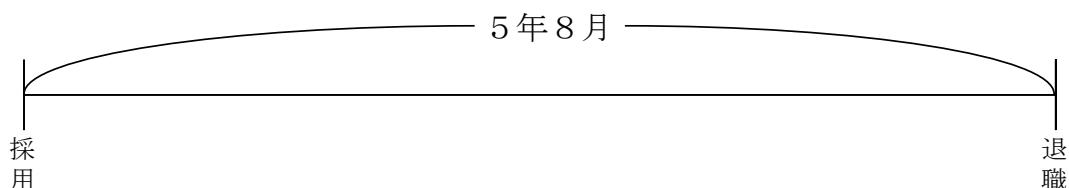
$$\text{勤続期間} = A - \frac{B}{2} - \frac{C}{3} - \frac{D}{2}$$

(注) 休職等の期間がない場合の勤続期間はAとなる。

(注) 勤続期間が6月以上1年未満の場合の勤続期間は1年となる。

ただし、退職事由が死亡、応募認定退職、傷病、整理による場合で、勤続期間が1日以上1年未満の場合の勤続期間は1年となる。

(2) 勤続期間の端数処理



$$\text{勤続期間} = 5 \text{年}$$

(注) 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

勤続期間から除く期間の計算

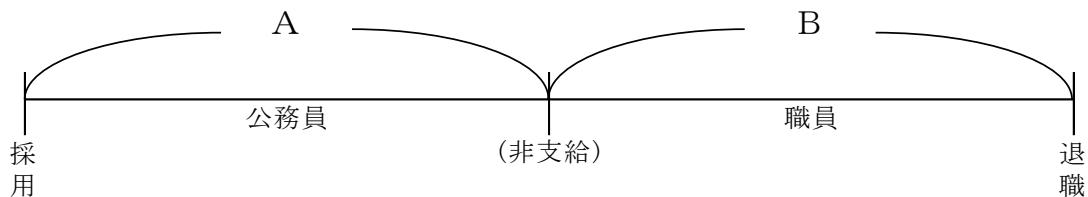


$$\text{勤続期間から除く期間} = \frac{6 \text{月}}{2} \rightarrow 3 \text{月}$$

## 2 勤続期間に通算する期間

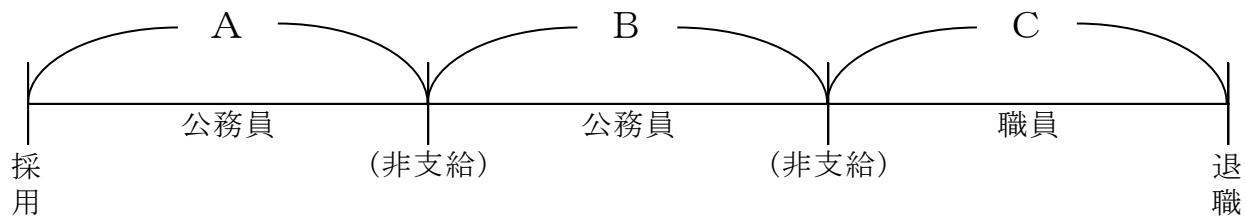
職員及び職員以外の地方公務員等から退職手当に相当する手当の支給を受けることなく引き続いて職員となった場合は、当該公務員の期間を通算します。

### (1) 公務員の期間を通算する場合



$$\text{勤続期間} = A + B$$

### (2) 公務員の期間を通算する場合



$$\text{勤続期間} = A + B + C$$

## [退職手当の受取り]

本人が指定した本人名義の口座への振込払又は隔地払（県が指定した金融機関へ送金）により受取れます。

- (注) (1) 口座振替払の場合は、漁業協同組合の一部を除く金融機関  
(2) 隔地払の場合は、原則として県内にあっては、広島銀行本支店、県外にあっては広島銀行又は広島銀行と取引関係にある金融機関等（漁業協同組合を除く。）

## [退職手当から控除されるもの]

### 1 退職手当に対する税金

退職手当に対する税金（所得税及び住民税（市町村民税及び県民税））が控除されます。

### 2 一括徴収の住民税

1月から4月の間に退職する人は、毎月給料から控除され分割納付している住民税のうち未納となる5月までの住民税がまとめて控除されます。

### 3 共済組合等の貸付金の未償還金

共済組合及び互助組合から貸付を受けている人は、貸付金の未償還元利金相当額が控除されます。

#### ○ 退職手当手取額

退職手当 - [所得税 + 住民税 + 1～5月までの未納住民税（年度末退職者は4～5月分）  
+ 共済組合等の貸付金の未償還元利金]

## [退職手当に対する税金]

### 1 税額の算出

所得税及び住民税は退職手当から勤続年数に応じて算出された退職所得控除額を控除した額を基に計算されます。この場合の勤続年数は、休職等があっても減算しないで計算し、1年未満の端数があるときは切り上げて年数を求めます。

例えば、30年1か月という場合は、1か月を切り上げて31年として退職所得控除額を計算します。

(退職所得控除額の算定)

勤続年数(A)	退職所得控除額
20年以下	$A \times 40$ 万円 (80万円未満の場合には、80万円)
20年超	$(A - 20) \times 70$ 万円 + 800万円

※ 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額。

支給する退職手当額からこの退職所得控除額を差し引いた残りの額が課税対象額となります。

## 2 税金の計算

$$\left[ \begin{array}{c} \boxed{\text{退職手当額}} \\ - \\ \boxed{\text{所得税法の規定による勤続年数に対応する退職所得控除額}} \end{array} \right] \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得金額(千円未満切り捨て)}}$$

※ ただし、勤続期間の年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下の場合は、 $1/2$ を乗じない。

### (1) 所得税額の算定

#### 所 得 税 額

課税退職所得金額 (A)	税額
1,950,000円以下	$( (A) \times 5\% ) \times 102.1\%$
1,950,000円超	$( (A) \times 10\% - 97,500\text{円} ) \times 102.1\%$
3,300,000〃	$( (A) \times 20\% - 427,500\text{円} ) \times 102.1\%$
6,950,000〃	$( (A) \times 23\% - 636,000\text{円} ) \times 102.1\%$
9,000,000〃	$( (A) \times 33\% - 1,536,000\text{円} ) \times 102.1\%$
18,000,000〃	$( (A) \times 40\% - 2,796,000\text{円} ) \times 102.1\%$
40,000,000〃	$( (A) \times 45\% - 4,796,000\text{円} ) \times 102.1\%$

※ 1円未満の端数切り捨て

(2) 道府県民税額・市町村民税額の算定

道府県民税=課税退職所得金額(A)×4% (税率)

市町村民税=課税退職所得金額(A)×6% (税率)

(100円未満の端数切り捨て)

計算例

勤続期間の年数	39年
退職手当額	22,889,050円
【課税退職所得額】	(22,889,050-21,300,000)×1/2=794,000 (千円未満切り捨て)
【所得税】	(794,000×5%)×102.1%=40,533 (1円未満切り捨て)
【道府県民税】	794,000×4%=31,700 (100円未満切り捨て)
【市町村民税】	794,000×6%=47,600 (100円未満切り捨て)
【住民税】	毎月の給与明細の住民税の額×2 (4・5月分の住民税)

退職所得控除額早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
4年	160 万円	17年	680 万円	30年	1,500 万円
5年	200	18年	720	31年	1,570
6年	240	19年	760	32年	1,640
7年	280	20年	800	33年	1,710
8年	320	21年	870	34年	1,780
9年	360	22年	940	35年	1,850
10年	400	23年	1,010	36年	1,920
11年	440	24年	1,080	37年	1,990
12年	480	25年	1,150	38年	2,060
13年	520	26年	1,220	39年	2,130
14年	560	27年	1,290	40年	2,200
15年	600	28年	1,360	41年	2,270
16年	640	29年	1,430	42年	2,340

※ 勤続年数が2年以下の場合は80万円、3年の場合は120万円。

## [提出書類]

広島県電子申請システムを用いて、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」兼「退職手当受給調書」を提出していただきます。申請用のURLは所属から退職予定者にお知らせします。

☆☆☆ 退職手当の書類に関する照会先 ☆☆☆

- 1 県教育委員会事務局及び県立学校  
(担当) 県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室給与第一係  
(電話) (082) 513-5001
- 2 市町立の所属  
(担当) 県教育委員会事務局管理部教職員課職員給与室給与第二係  
(電話) (082) 513-5003

不要提出

書算計當手職退

目次

所 属 名		職 名		氏 名		生年月日		退職事由		退職年月日		減額日	
コニコ		教諭		〇〇〇〇〇〇		昭和39年9月1日		定年		令和8年3月31日		令和7年4月1日	
〇〇〇〇〇〇		給料表		級号給		特定減額前給料月額		支給率		勤続年数		減ずる年数	
第5条 第5条の2	適用条例	給料表	級号給	調整数	調整率	C-F	在職年数	D	割合	E	F(D×E)	第5条の2第1項1号の額 (A'×B) G	
	第5条 教育職(二)	2級137号給	438,891.00	無	47.70900	37年1月	38年	1年10月	1/2		20,939,050.71		
第6条 の2	適用	特定減額前給料月額	退職日給料月額	調整数	支給率	第5条の2第1項第2号 イの割合 c	勤続年数	d-g	在職年数	減ずる年数	第5条の2第1項第2号 年数×割合 h	第5条の2第1項の額 (G+i) A	
	第2号 教育職(二)	2級137号給	318,435.00	無	0.00000	47.70900	38年1月	39年	11月	47.709	0.00	20,939,050.71	
第7条 の2	区分	左の月数 (最高60月)	i 調整月額	A×h (ア)	退職日給料月額	a	60-h (ア)	a×(ア) (ウ)	第6条の2の額 (ア)+(ウ) A		24,852,935.29	第5条の2第1項の額 判定	
	第6号 調整額	60月	32,500	1,950,000	①	22,889,050.71					22,889,050	退職手当【決定額】	
※ 備考 7割増量の前日 R7.3.31		給料表		級号給		給料月額		支給率		勤続年数		減ずる年数	
新制度切替日 前日額		教育職(二)		2級22号給		411,944.00		無		15,73560		F(D×E)	
(経歴)		支給率		調整数		C'-F		在職年数		割合		(A'×B) G	
採用		H2.5.3		H4.3.31		R7.3.31		19年		1年10月		R7.3.31	
1年		R7.3.31		H18.3.31		39年		19年		19年		38年	
県立学校等 点検者		職員給与室長		主務係長		経歴確認・計算		係員		計算者			

別紙1

別紙様式2

提出不要

計算例

## 退職手当計算書

(平成18年3月31日以前採用)

所属名	氏名	発令年月日	退職コード	退職手当額(決定額)	勤続年数	退職時の等級号給			
所属コード	職員番号	年月日							
〇〇〇	〇〇 〇〇	令和8年3月31日		24,302,090 円	36	教育職(二) 2級			
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇					137号給			
職名	教諭	生年月日 (年齢)	昭和41年9月1日	59歳	退職事由	5条応募認定退職			
(経歴)									
採用	H1.4.1	H2.5.3	H4.3.31	37年	1年未満端数切り捨て	R8.3.31 退職			
一般休職 1年10月									
新制度切替日前日額:①			新条例等退職手当額:②						
a 在職年数			A 在職年数		37年				
b 休職年数			B 休職年数		1年10月				
c 半減年数(b×1/2)			C 減ずる年数		11月				
d 勤続年数(a-c)			D 勤続年数(A-C)		36年1月				
e 支給率(旧率)			E 支給率(新率)		47.709				
f 基準日の等級号給 (給料月額)			F 退職時の等級号給 (給料月額)		教育職(二)2級137号給 令和7年4月1日発令				
切替日前日	調整数2	□有	□無	454,863 × [1 + (3/100 × 1)]	調整数 1	□有	■無	468,508.89 円	
g 退職手当額 (計算手当額)			G 退職手当基本額		22,352,090	63	円		
退職所得控除等									
■一般	□障害	勤続	37年		第6号区分	60月	32,500円	1,950,000円	
※ 備考									
1年未満端数切り上げ									
J 退職手当調整額 (Iの計)							1,950,000 円		
K 退職手当額 (G+J)							24,302,090	63	円
判斷							①と②で大きい方		
経歴確認・計算									
県立学校等							職員給与室		
□ 保障 (K < g)	□ 新手当 (g < K)	点検者	職員給与室長	給与第一係長	係員	計算者			
退職手当額 (=g)	退職手当額 (=K)								